

○神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）第12条の2第1項第1号の規定に基づき、消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものの基準

（令和3年6月8日消防告示第1号）

神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）第12条の2第1項第1号の規定に基づき、消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものの基準を次のとおり定める。

次の1から5までを満たすもの。

- 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、または鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- 2 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- 3 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。